

入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和8年7月9日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 東尾 具紀

記

1 工事の概要等

- (1) 工事名 大久保宿舎解体工事
- (2) 工事場所 兵庫県明石市大久保町谷八木1191-51, 53
- (3) 工事内容 宿舎建物及び工作物の解体及び撤去
1号棟 昭和42年築 RC-4 建築面積285㎡
2号棟 昭和45年築 RC-4 建築面積107㎡
その他、自転車置き場等
- (4) 工事種目 解体工事
- (5) 履行期限 契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）
（工事完成期限は、令和9年3月12日（金）まで）
履行期限は、完成検査、検査後の手直し、完成図書提出等、仕様書が定める全ての成果品を提出する期限であることに注意すること。
- (6) 資料 営繕工事特記仕様書のとおり
- (7) 本工事は、入札時に「企業の技術力」、「技術者の能力」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「賃上げ表明企業」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
- (8) 本工事は、申請書及び資料の提出、入札を電子調達システムで行う対象工事であり、契約の締結は、原則電子契約による。ただし、電子調達システムによりがたいものは、入札説明書で示す手続きを行った場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、近畿地域「解体」にて「A」又は「B」等級の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 近畿地域に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が近畿地域であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成28年4月1日以降の期間に、元請として完成し、引渡しが完了した下記アからウの基準を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。
- ア 建物規模 延床面積1,000㎡以上（RC造又はSRC造）
- イ 工事種目 解体
- ウ 当該実績が、厚生労働省及び他省庁が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。
- 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- (6) 厚生労働省及び他省庁が発注した工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築・躯体）、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）（いずれも平成27年度までの合格者は、解体工事に関する実務1年以上の経験又は登録解体工事講習の受講が必要。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- (ア) 一級建築士の免許を有する者
- (イ) 二級建築士の免許を有する者
- (ウ) 建設業法第7条第2号イ、ロで定める者（イについては、建築学又は土木工学に関する学科を修めた者）
- (エ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 過去に元請けとして完成・引渡し完了した上記（5）に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。

なお、当該工事経験が平成28年4月1日以降に完成・引渡し完了した厚生労働省及び他省庁が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

ウ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

- (8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (9) 經常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年6月10日付け会発第417号（平成29年2月16日一部改正））に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において

関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(15) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険 イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ウ 船員保険

エ国民年金 オ労働者災害補償保険 カ雇用保険

(16) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(17) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点(入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。)に加算点40点(以下に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。)を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ア 企業の技術力に関する事項
- イ 技術者の能力に関する事項
- ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項
- エ 賃上げ表明企業に関する事項

(3) 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者より提出された書類等を基に評価項目(評価指標)を評価し、

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \}$$

の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 評価内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回らないこと。

(4) 上記3(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(5) なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

4 入札手続等

(1) 契約及び入札仕様書に係る問い合わせ先

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
14F

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 村山

電話：078-367-9176

電子メール：murayama-hiraku@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

入札説明書を4(1)の場所（閉庁日を除く）又は兵庫労働局ウェブページ上にて交付する。交付期間は別表-1のとおり。

ただし、やむを得ない事由により、兵庫労働局ウェブページ上で入手ができない入札参加希望者に対しては、郵送により電子データを出力したものを交付するので、上記4(1)にその旨連絡のうえ4(1)に返信用の封筒（送付先の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った封筒、「不足料金受取人払」と記載しておくこと。）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、別表-1のとおり。

(3) 現地確認日

以下の日程で宿舎内部を開放するので、入札を予定している事業者は可能な限り確認すること。当日は自由見学とし、個別説明は行わない。確認時間に限りがあるため、各者において効率的に確認を行うこと。

【参加予約】令和8年7月22日（水）17時までに上記(1)担当者あてメールすること。（急な変更の際の連絡のため。）

【日時】令和8年7月23日（木）10時から13時

【場所】大久保宿舎（専用駐車場なし）

(4) 申請書及び資料の提出方法、受付期限及び受付場所

ア 申請書及び資料は電子調達システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により紙入札方式による場合は、原則、次の受付期限までに受付場所に郵送（書留郵便等、記録が残るものに限る）するものとする。

なお、申請書及び資料が3MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

(ア) 電子調達システム及び郵送等による受付期限：別表-1のとおり。

(イ) 受付場所：4(1)の担当部局に同じ。

イ 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容

を確認したものではない。

(5) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－１のとおり。

電子調達システムにより提出すること。ただし紙入札方式による場合は３（１）まで、原則郵送（書留郵便等、記録が残るものに限る）すること。

イ 開札は別表－１のとおり。

なお、落札決定の日が開札の当日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定しているが、入札説明書に示す予決令第 86 条の調査を行う場合は、調査完了後となる。

5 入札方法

入札金額は総価を記入すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金はどちらも免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

(7) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

- (8) 入札書（企業・配置予定技術者の技術力の確認に係る部分に限る。）に関してヒアリングを実施することがある。また、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
上記４（１）に同じ。
- (10) 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加
上記２（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記４（４）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 上記２（５）で求める施工実績が「厚生労働省及び他省庁」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。
- (12) 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (13) 詳細は入札説明書による。

別表－1

本工事における手続き期間等

電子調達システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで
 就業時間 8時30分から17時15分まで

項目	期間等	掲載箇所
入札説明書等の交付	【交付期間】 <u>令和8年7月9日(木)から令和8年7月31日(金)まで</u> 【交付場所】 兵庫労働局ホームページ>調達・売払情報>入札情報からダウンロード、又は4(1)の担当部局	4(2)
現地確認日	【日時】 <u>令和8年7月23日(木) 10時～13時</u> 【場所】 <u>大久保宿舎</u> ※令和8年7月22日(水) 午後5時までにメール申込	4(3)
申請書及び資料の受付	【申請書及び資料の受付期間】 <u>令和8年7月9日(木)から令和8年7月31日(金)まで</u> ※電子調達システムの場合は、電子調達システムの受付時間内、電子調達システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は17時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))は除く。	4(4)
入札書の締切(入札書の提出期限)	<u>令和8年8月3日(月)から令和8年8月19日(水) 17時00分まで</u>	4(5)
開札	【日時】 <u>令和8年8月20日(木) 13時00分</u> 【場所】 <u>兵庫労働局 総務部総務課会議室</u> 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	

入札説明書

大久保宿舎解体工事

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 村山 宛

Mail:murayama-hiraku@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：「大久保宿舎解体工事」契約
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 法人名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵庫労働局

兵庫労働局の「大久保宿舎解体工事」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年7月9日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 東尾 具紀
兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F

3 工事の概要等

- (1) 工事名 大久保宿舎解体工事
- (2) 工事場所 兵庫県明石市大久保町谷八木1191-51, 53
- (3) 工事内容 宿舎建物及び工作物の解体及び撤去
1号棟 昭和42年築 RC-4 建築面積285㎡
2号棟 昭和45年築 RC-4 建築面積107㎡
その他、自転車置き場等
- (4) 工事種目 解体工事
- (5) 履行期限 契約締結日の翌日から令和9年3月26日(金)
(工事完成期限は、令和9年3月12日(金)まで)
履行期限は、完成検査、検査後の手直し、完成図書提出等、仕様書が定める全ての成果品を提出する期限であることに注意すること。
- (6) 資料 営繕工事特記仕様書のとおり
- (7) 本工事は、入札時に「企業の技術力」、「技術者の能力」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「賃上げ表明企業」について記述した、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
- (8) 本工事は申請書及び資料の提出、入札を電子調達システムで行う対象工事である。
ただし、以下の点に留意すること。
ア 当初より、電子調達システムによりがたいものは、「電子調達案件の紙入札方式での参加について」(その他様式1)を提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること。
提出方法:「電子調達案件の紙入札方式での参加について」(その他様式1)を郵送又は託送(簡易書留等記録の残るものに限る。以下「郵送等」という。)するものとし、持参は認めない。
提出先 : 兵庫労働局 総務部総務課会計第四係

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 14F

電話：078-367-9176

受付期間：別表-1のとおり。

イ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の様式を発注者に提出したことを前提に行われるものである。

- (9) 本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、本発注工事の成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる厚生労働省及び他省庁が発注した工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
- (10) 本工事に係る設計監理業務は、有限会社クワヤマコンストラクションにより実施するものとする。受注者は、監理者の指示及び設計図書に基づき施工を行うとともに、工事の進捗、施工方法等について監理者と適切に協議し、その確認を受けること。

4 競争参加資格（本項目については、入札公告2の記載内容と同一である。）

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、近畿地域「解体」にて「A」又は「B」等級の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 近畿地域に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が近畿地域であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成28年4月1日以降の期間に、元請として完成し、引渡しが完了した下記アからウの基準を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企

業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。。

ア 建物規模 延床面積 1,000 m²以上（RC造又はSRC造）

イ 工事種目 解体

ウ 当該実績が、厚生労働省及び他省庁が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 厚生労働省及び他省庁が発注した工事で、本発注工事の工事種別における過去 2 年間の工事成績評定点の平均点が 2 年連続で 60 点未満でないこと。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

ア 1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士（建築・躯体）、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士（土木）（いずれも平成 27 年度までの合格者は、解体工事に関する実務 1 年以上の経験又は登録解体工事講習の受講が必要。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

（ア）一級建築士の免許を有する者

（イ）二級建築士の免許を有する者

（ウ）建設業法第 7 条第 2 号イ、ロで定める者（イについては、建築学又は土木学に関する学科を修めた者）

（エ）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 過去に元請けとして完成・引渡し完了した上記（5）に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

ただし、申請できる同種工事の工事経験は 1 件のみとし、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、工事経験として認めない。

なお、当該工事経験が平成 28 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した厚生労働省及び他省庁が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

ウ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

- (8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (9) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年6月10日付け会発第417号（平成29年2月16日一部改正））に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12条）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する

再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選定された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(15) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険　イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　ウ 船員保険
エ 国民年金　オ 労働者災害補償保険　カ 雇用保険

(16) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(17) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4（11）に示した「本発注工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

有限会社クワヤマコンストラクション

(2) 上記4(13)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。

ア 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 入札手続における担当部局

〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クロスタワー 14F

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当 村山

電話：078-367-9176

電子メール：murayama-hiraku@mhlw.go.jp

7 資料(競争参加資格に関する資料)の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(17)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていな

ればならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 4の企業の同種工事の施工実績及び配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び工事経験をもって行う。

(3) 申請書は、別記様式－1により作成し、該当箇所をチェックした「競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表」（別記様式－1－1）を必ず添付すること。

なお、競争参加資格の確認及び評価は、審査基準日をもって行うものとする。

(4) 資料は次に従い作成すること。

下記アの同種工事の施工実績及びイの配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験については、「同種工事の施工実績」（別記様式－2－1、経常建設共同企業体にあつては、別記様式－2－1及び、別記様式－2－2）、「配置予定の主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－3）の「工事の経験の概要」が平成28年4月1日以降に完成・引渡しが生じ厚生労働省及び他省庁が発注した工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

また、記載する工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの写しを提出することとし、登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）（以下CORINS等という。）の写しを提出するものとする。

なお、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績、配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験が不明な場合については、施工実績等の要件を満たしているか確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

同種工事の施工実績と配置予定の主任（監理）技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

ア 同種工事の施工実績

4に掲げる資格があることを判断できる企業の同種工事の施工実績を別記様式－2－1に記載すること。

記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は工事種目ごとに1件のみとする。

る。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、各構成員の施工実績を別記様式－２－１及び２－２にそれぞれ記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績の場合は、協定書の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者の資格等

(ア) ４に掲げる資格があることを判断できる配置予定の主任（監理）技術者の資格、同種工事の工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式－３に記載し、資格等を証明する書類として資格者証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。裏面の監理技術者講習修了履歴が確認できない場合、監理技術者講習修了証若しくは監理技術者講習受講証明書の写しも併せて提出すること。）。

また、主任技術者として申請する場合の資格者証の写しについて、建設業法第 27 条第 1 項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類を提出する場合は、合格証明書の写しを提出すること。ただし、合格証明書の交付を受けていない場合は、指定試験機関が通知する合格通知書の写しの提出でもよい。

なお、申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者をもって申請することもできるが、その場合各候補技術者とも競争参加資格の要件を満たしていること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、同種工事の工事経験については 1 社の配置予定の主任（監理）技術者について記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての経験の場合は、協定書の写しを添付すること。

(イ) 同一の技術者を重複して他の工事の配置予定の主任（監理）技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

また、入札後又は開札から落札者決定の間に他の工事を落札したことにより配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、直ちに 6 の担当部局に申し出ること。

これらの行為を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

8 総合評価の項目

(1) 評価の項目

ア 企業の技術力に関する事項（最高 15 点）

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価項目	評価基準	評価点
同種工事の施工実績 (過去10年間) 「4で求めた過去の施工実績を満たすことを証明するため提出された施工実績と本発注工事の同種性。なお、評価対象期間に元請けとして完成・引渡し完了した工事とする」	高い同種性が認められる。 「本工事の工事種目である解体工事の施工実績で、かつ本工事と同規模以上のもの」	4
	同種性が認められる。 「本工事の工事種目である解体工事の施工実績で、かつ本工事と同規模未満のもの」	2
工事成績(過去3年間) 「厚生労働省及び他省庁が発注した工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡し完了した工事の工事成績評定点の平均点。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。」	80点以上	6
	75点以上 80点未満	3
	70点以上 75点未満	1
	70点未満(含実績なし)	0
工事成績(減点要素) 「審査基準日の属する月から過去1年間で、本発注工事の工事種別による総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事において、工事成績評定点が65点未満と通知された工事の有無」	65点未満あり	-5
	65点未満なし	0
優良工事表彰受賞の有無 「近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事において評価対象年度に受賞した優良工事表彰の	優良工事表彰(局長表彰)あり	4
	優良工事表彰(部長、事務所長表彰)あり	2

有無」	表彰なし	0
I S O 9 0 0 1 の認証取得状況	あり	1
	なし	0

イ 技術者の能力に関する事項（最高15点）

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価項目	評価基準	評価点
同種工事の工事経験 （過去10年間） 「4で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験と本発注工事との同種性。なお、評価対象期間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする」	高い同種性が認められる。 「本工事の工事種目である解体工事の経験で、かつ本工事と同規模以上のもの」	4
	同種性が認められる。 「本工事の工事種目である解体工事の経験で、かつ本工事と同規模未満のもの」	2
同種工事の工事成績 「4で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事が、厚生労働省及び他省庁が発注した工事であり、かつ評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。」	80点以上	5
	75点以上80点未満	3
	70点以上75点未満	1
	70点未満（含実績なし）	0
優良工事技術者表彰 「近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事において評価対象期間に受賞した優秀工事技術者表彰の有無」	局長表彰あり	4
	部長、事務所長表彰あり	2
	表彰なし	0

過去の同種工事の工事経験「4で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験の従事立場」	主任（監理）技術者、または現場代理人として経験あり	1
	担当技術者として経験あり	0
継続教育（CPD）の取得状況	継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上取得）	1
	継続教育の証明なし	0

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項（最高7点）

評価項目	認定等の区分		配点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※1	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	プラチナえるぼし	7
		3段階目	6
		2段階目※2	5
		1段階目※2	3
		行動計画※3	1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん	7
		くるみん （2025年度基準）	5
		くるみん （R6改正前マーク）	5
		トライくるみん （2025年度基準）	5
		くるみん （R4改正前マーク）	4
		トライくるみん （R6改正前マーク）	4
		くるみん （H29改正前マーク）	3
	若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）		5

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

エ 賃上げ表明企業に関する事項（最高3点）

評価項目	認定等の区分	配点
賃上げの実施を表明した中小企業等	事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で、1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している	3
※1	表明なし	0

※1 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。また、本件における中小企業とは、「賃上げ促進税制」における定義による。当該区分は、資本金の額、出資関係等に基づき租税特別措置法等の規定により判定される。

(2) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

9 評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等

総合評価に関する資料は次に従い作成すること。

なお、評価は、審査基準日をもって行うものとする。

(1) 企業の技術力に関する事項

ア 同種工事の施工実績

競争参加資格の確認のために提出された施工実績のうち、評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事を評価する。（別記様式-2-1, 2-2）評価対象期間は別表-1のとおり。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

また、CORINS等での記載内容で、より高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

共同企業体の実績の場合、評価は下記による。

- ・特定建設工事共同企業体（甲型）の実績の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・特定建設工事共同企業体（乙型）の実績の場合は協定書による分担工事の実績のみ評価する。
- ・異工種建設工事共同企業体の実績の場合は協定書による分担工事の実績のみ評価する。

- ・ 経常建設共同企業体（甲型）の実績の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・ 経常建設共同企業体（乙型）の実績の場合は協定書による分担工事の実績のみ評価する。

イ 工事成績（過去3年間）

工事成績について、厚生労働省及び他省庁が発注した工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡し完了した工事の工事成績評定点の平均点を評価する。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。評価対象期間は別表－1のとおり。

ウ 優良工事表彰受賞の有無

優良工事表彰について、評価対象年度に受けた表彰の有無を別記様式－5に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

また、表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

優良工事表彰は本発注工事の工事種別に限定するものではない。また、申請できる件数は1件とする。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に表彰がある場合に限り評価するため、それぞれの実績を記載すること。

エ ISO9001の認証取得状況

ISO認証の取得の有無を別記様式－6に記載すること。なお、取得していることを証明する登録証の写しを提出すること。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員がISOの認証取得を有している場合に評価するため、それぞれの取得状況を記載すること。

登録証の写しにおいて、本発注工事の施工組織が認証取得対象組織に含まれていること及び認証登録範囲が本発注工事の工事内容と一致していることが確認できない場合は、附属書の写し等の認証登録内容を示す資料を必ず添付すること。添付が無い場合は評価しない。

(2) 技術者の能力に関する事項

ア 申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者をもって申請することもできるが、配置予定技術者の能力に係るものについては、評価点の合計値が最も低い候補技術者をもって評価をするものとする。

イ 配置予定の主任（監理）技術者が、配置予定技術者の能力の各評価項目（継続教育（CPD）の取得状況を除く）における評価の対象期間に、産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。

また、評価の対象期間に事業促進PPPに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。従事期間は年単

位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。

なお、事業促進 PPP とは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。従事期間及び取得期間を評価の対象期間以前の期間に加える場合は、別記様式－4に記載すること。

ウ 同種工事の工事経験

競争参加資格の確認のために提出された工事経験のうち、評価対象期間に完成・引渡し完了した工事を評価する。（別記様式－3）評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

また、CORINS等での記載内容で、より高い同種性等の工事経験が不明な場合については、工事経験が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

共同企業体の実績の場合、評価は下記による。

- ・特定建設工事共同企業体（甲型）の経験の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・特定建設工事共同企業体（乙型）の経験の場合は協定書による分担工事の経験実績のみ評価する。
- ・異工種建設工事共同企業体の経験の場合は協定書による分担工事の経験のみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（甲型）の経験の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（乙型）の経験の場合は協定書による分担工事の経験のみ評価する。

エ 同種工事の工事成績

競争参加資格の確認のために提出された同種工事の工事成績が、厚生労働省及び他省庁が発注した工事であり、かつ評価対象期間に完成・引渡し完了した工事である場合の工事成績評定点について、評価する。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。（別記様式－3）なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

オ 優秀工事技術者表彰

優秀工事技術者表彰について、評価対象期間に受賞した表彰の有無を別記様式－５に記載すること。なお、評価対象期間は別表－１のとおり。

また、表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

申請できる件数は１件とする。各年度で複数回受賞していても、重複しての評価はしない。

カ 過去の同種工事の工事経験

競争参加資格の確認のために提出された工事経験で、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していた場合に評価する。（別記様式－３）

キ 継続教育（CPD）の取得状況

継続教育（CPD）の取得状況について別記様式－７に記載すること。

なお、審査基準日から過去１年以内に発行された、継続教育（CPD）の推奨単位以上を取得したことを示す証明書（以下、「証明書」という。）の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

証明書は、審査基準日から過去１年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（CPD）の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

評価にあたっては、証明期間を年単位で評価する。

なお、証明期間とは、証明書に記載されている「対象期間」、「証明期間」等であり、受講した日付より算出するものではない。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法（平成 27 年法律第 64 号）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）その他の関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他ワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。）を受けた企業は、（別記様式－８）に有無を記載し、当該基準適合一般事業主認定通知書の写しを添付すること。

なお、申請できる件数は１件とする。複数の認定を受けていても、重複しての評価はしない。

(4) 賃上げ表明企業に関する事項

事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で、給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している企業は、（別記様式－９）を添付すること。添付がない場合は評価しない。

当該評価項目に係る加点を受けた場合は、裏面の留意事項に基づき、事業年度等（事業年度及び暦年）が終了した後、速やかに「法人事業概況説明書」若しくは「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を上記 6 担当者に提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、

当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。

また、賃上げの表明期間について、事業年度もしくは暦年の選択が可能であるが、経年的に本制度による加点を受けようとする場合、前年度に加点を受けるため表明した期間と当年度に加点を受けるために表明した期間が重複することがないようにすること。

(5) 電子媒体の提出

本発注工事の参加希望者は、別記様式－２－１、２－２、３の電子媒体を、７の申請書に添付した資料とは別に電子メールにより、別途提出することとする。提出期限は別表－１のとおり。メールの送付先は６の受付場所と同じとする。なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

ファイル形式

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・Just System 一太郎

なお、PDFファイルは認めない。

電子メールで提出する場合は、１度に送信できるファイル容量は３MBまでとし、３MBを超えるファイルは分割し送付すること。

10 申請書及び資料の提出方法

(1) ７により作成した申請書に、９により作成した資料に加え、次の資料を添付し提出すること。

- ア 資格審査結果通知書の写し
- イ 競争参加資格等に係る申立書（その他様式４）
- ウ 誓約書（その他様式５）
- エ 役員等名簿（その他様式６）

(2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

ア 受付期限

電子調達システムにより提出する場合及び紙入札方式による場合は別表－１のとおり。

イ 受付場所

６に同じ。

ウ 提出方法

申請書及び資料は、電子調達システムで提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、上記イに申請書及び資料を郵送等により提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を１頁とした通し番号を

付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

電子調達システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

エ 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は以下に留意すること。

（ア）配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・Just System 一太郎
- ・PDF ファイル

（イ）複数の申請書及び資料は、1つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。）、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は3MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書及び資料は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書及び資料のすべてを、申請書及び資料の提出期限の17時00分必着で郵送等により提出すること。

郵送等の送付先は、6の受付場所と同じとする。

郵送等で申請書及び資料を提出した場合は、電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式－10）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要とする。

- ・郵送等により提出する旨の明示
- ・郵送等により提出する書類の目録
- ・郵送等により提出する書類の頁数
- ・発送年月日

表紙の押印については、電子調達システムによる提出及び郵送等による提出とも不要とする。

（3）競争参加資格の結果は別表－1の日までに電子調達システムで通知する。（ただし、書面により申請した場合は、紙で通知する。）

（4）その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 提出された申請書及び資料が入札説明書で求めた要件と異なる場合又は不備等がある場合は、その項目について評価しないことがある。

11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
 - ア 受付期間
別表－１のとおり。
 - イ 受付場所
６に同じ。
 - ウ 提出方法
電子メールにより提出すること。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは別表－１の日までに説明を求めた者に対し、電子メールにより回答する。
- (3) 支出負担行為担当官が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

12 現地確認日

以下の日程で宿舎内部を開放するので、入札を予定している事業者は可能な限り確認すること。当日は自由見学とし、個別説明は行わない。希望事業者は、令和８年７月２２日（水）１７時までに上記６あて参加する旨をメールにより連絡すること。

なお、入札に関する質問がある場合は、13のとおり受付期限を定めている。

【日時】令和８年７月２３日（木）１０時から１３時

【場所】大久保宿舎（専用駐車場なし）

13 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書（入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙（以下「入札時積算量書等」という。）を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（その他様式７）により提出するものとする。
 - ア 提出方法
電子メールにより提出すること。
 - イ 受領期間及び回答日
以下の区切りにより質問を受付け、また回答する。

- ・申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限：別表－１のとおり。
- ・申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限：別表－１のとおり。
- ・函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の受領期限：別表－１のとおり。
- ・函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の回答期限：別表－１のとおり。

ウ 受付場所

６に同じ。

- (2) 質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

14 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 別表－１のとおり。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）を予定しているが、16（1）に示す予決令第 86 条の調査を行う場合は、調査完了後となる。

- (2) 場所 別表－１のとおり。

15 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は入札書を郵送（書留等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）することもできる。但し、電送（ファクシミリ）による入札は認めない。

紙入札方式による場合、提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、6 の担当者あて電話で受領確認をすること。

紙入札方式による場合、「入札書（紙入札方式）」（その他様式 2）を使用することとし、任意の封筒に入れ封緘すること。

封皮には、**黒書**にて氏名（法人の場合はその名称）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官殿と記載）、**朱書**にて「令和 8 年 8 月 2 0 日開札 大久保宿舍解体工事 入札書在中」と記載すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。

- (4) 入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届（その他様式3）を速やかに提出すること。

16 落札決定の方法

(1) 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者より提出された書類等を基に評価項目（評価指標）を評価し、

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \}$$

の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 評価内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

- (2) 上記（1）において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

- (3) なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。この場合、価格調査のための追加資料の提出を求める。追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、別表-1の日までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は、別表-1の日までに行うものとする。なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。（提出を求めることとなる追加資料は、別紙のとおり。）

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

※なお、本件調査が行われることになった場合、調査が完了し、落札等の決定があるまで、システム上で入札結果情報は閲覧できない状態となる。

17 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

18 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして郵送又は託送にて提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は別記様式－11とする。また、電子入札による場合は、保存形式は必ず「Microsoft Excel」によること。また、提出の際は必ずウイルス対策を実施した上で提出すること。

なお、ファイル容量は3MB以内に収めるものとし、3MB以内に収まらない場合は郵送等により提出すること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

(3) 入札参加者は記名した工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官（補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

ア 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

(ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

(イ) 内訳書とは無関係な書類である場合

(ウ) 他の工事の内訳書である場合

(エ) 白紙である場合

(オ) 内訳書が特定できない場合

(カ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

(ア) 内訳の記載が全くない場合

(イ) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

(ア) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

エ 記載すべき事項に誤りがある場合

(ア) 発注者名に誤りがある場合

(イ) 発注案件名に誤りがある場合

(ウ) 提出業者名に誤りがある場合

(エ) 内訳書の合計金額（工事価格）が入札価格と大幅に異なる場合

オ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

19 開札

(1) 電子調達システムによる入札

電子調達システムにより入札を行う場合は、入札者による立ち合いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(2) 紙による入札

紙による入札を行う場合、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにする。その場合、開札結果については、メールや電話等で通知する。

また、再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

20 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

21 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4で配置予定の主任（監理）技術者に求める基準を満たし、かつ、当初の配置予定の主任（監理）技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

22 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項もこれに準じて割合を変更する。

また、第54条の2第1項中「10分の1」を「10分の3」とする。

23 支払い条件

本工事の支払条件は下記のとおりとする。

(1) 前金払 有

ただし、支払手続に事前準備が必要なため、前金払の請求を行う日が属する月の前月3日まで（3日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで）に、6の担当者に連絡す

ること。

(2) 部分払 無

24 本発注工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本発注工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

25 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子メールにより、兵庫労働局長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(2) (1) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子メールにより回答する。

26 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

27 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者を、本発注工事に配置すること。

(4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(5) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

①調達ポータルURL <https://www.p-portal.go.jp/>

②調達ポータルヘルプデスクTEL 0570 - 000 - 683（ナビダイヤル）

03 - 4332 - 7803（IP電話等の場合）

ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には兵庫労働局総務部総務課会計第四係まで連絡すること。

(6) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

(7) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時につ

いては、発注者から指示する。

(8) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

(9) 本件入札において提出した資料等については、「情報公開法」による開示等の対象となる場合がある。

また、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付 財計第2017号）」に基づく競争入札に係る情報（落札者名、業務委託料等）の公表を兵庫労働局ウェブページにて行う。

(10) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす

別表－1

本工事における手続き期間等

電子調達システムによる受付時間

9時00分から17時00分まで

就業時間

8時30分から17時15分まで

3 工事の概要等 (8)	<u>紙入札方式の申請</u> の 受付期間	令和8年7月9日(木)から 令和8年7月31日(金)まで (就業時間内に限る。また、土曜日、 日曜日及び祝日等(行政機関の休日 に関する法律(昭和63年法律第91 号)第1条第1項に規定する行政機 関の休日(以下「休日」という。)) は除く。)
4 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とす ることができる期間	平成28年4月1日以降
9 評価方法及び資 料(総合評価に関す る資料)の確認等 (1)	同種工事の施工実績 の評価対象期間	平成28年4月1日以降
	工事成績の評価対象 期間	令和5年4月1日から令和8年3 月31日まで(過去3年間)
	優良工事表彰受賞の 有無の評価対象年度	令和6年度及び令和7年度
9 評価方法及び資 料(総合評価に関す る資料)の確認等 (2)	同種工事の工事経験 の評価対象期間	平成28年4月1日以降
	同種工事の工事成績 の評価対象期間	令和3年4月1日から令和8年3 月31日まで
	優秀工事技術者表彰 の評価対象期間	令和3年度から令和7年度
9 評価方法及び資 料(総合評価に関す る資料)の確認等 (5)	電子媒体の提出	令和8年7月31日(金) 17時00分まで
10 申請書及び資料 の提出方法(2)	申請書及び資料の受 付期限(審査基準日)	令和8年7月31日(金)まで (電子調達システムの場合は電子 調達システムの受付時間内、紙入札 による場合は就業時間内に限る。ま た、休日を除く)

10 申請書及び資料の提出方法（3）	競争参加資格の結果 通知期限	令和8年8月4日（火）
11 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	受付期間	令和8年7月9日（木）から 令和8年8月4日（火）まで （電子調達システムの場合は電子調達システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	説明を求めた者に対する回答期限	令和8年8月7日（金）
13 入札説明書に対する質問	申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月28日（火）まで （電子調達システムの場合は電子調達システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限	令和8年7月31日（金）まで
	図面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の受領期限	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月28日（火）まで （電子調達システムの場合は電子調達システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	図面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の回答期限	令和8年7月31日（金）まで
14 入札及び開札の日時及び場所等	入札日時	令和8年8月3日（月）から 令和8年8月19日（水） 17時00分まで
	開札	令和8年8月20日（木） 13時00分

	開札場所	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階 兵庫労働局総務部総務課会議室
16 落札決定の方法 (3)	追加資料を提出する 旨の連絡期限	令和8年8月21日(金) 17時00分
	追加資料の提出期限	令和8年8月28日(金) 17時00分

◎様式等

- ・ (別記様式-1) 競争参加資格確認申請書 (電子、紙共通)
- ・ (別記様式-1-1) 競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表
- ・ (別記様式-2-1) 同種工事の施工実績
- ・ (別記様式-2-2) 同種工事の施工実績 (経常建設共同企業体の場合)
- ・ (別記様式-3) 配置予定の主任 (監理) 技術者の資格・工事経験
- ・ (別記様式-4) 審査対象期間の追加事由 (配置予定の主任 (監理) 技術者)
- ・ (別記様式-5) 「優良工事等表彰」の有無
- ・ (別記様式-6) ISO9001 認証取得状況
- ・ (別記様式-7) 継続教育 (CPD) の取得状況
- ・ (別記様式-8) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に基づく認定
- ・ (別記様式-9) 従業員への賃金引上げ計画の表明書
- ・ (別記様式-10) (競争参加資格確認資料を郵送にて提出する場合の様式)
- ・ (別記様式-11) 工事費内訳書 (記載例)
- ・ (その他様式1) 電子調達案件の紙入札方式での参加について
- ・ (その他様式2) 入札書 (紙入札方式)
- ・ (その他様式3) 辞退届
- ・ (その他様式4) 競争参加資格等に係る申立書
- ・ (その他様式5) 誓約書
- ・ (その他様式6) 役員等名簿
- ・ (その他様式7) 質問書

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 東尾 具紀 殿

代表者 住所
商号又は名称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで公告のありました大久保宿舎解体工事に係る競争参加資格について確認されたく、競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表に記載の書類を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

※問い合わせ先

担当者氏名

所属部所

電話番号

メールアドレス

注) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。

(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)

「競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表」

※提出書類を綴る際は、番号順に綴ること。

必ず提出が必要となる書類			必要に応じ提出する書類	頁数
番号	様式	(添付書類)	左記(添付書類)で 内容が確認出来ない場合	
①	□同種工事の 施工実績(別 記様式-2 -1、2- 2)	□CORINSの写し 同種工事の施工実績に ついて登録されたもの	□契約書の写し CORINSに登録されていない場合(工事 名、契約金額、工期、発注者、受注者の 確認ができる部分) □特記仕様書、平面図、構造図等CORINS等 での記載内容で同種工事及びより高い同 種性等の施工実績が不明な場合につい ては、施工実績が確認できる必要最小限の 図面を必ず添付	○/○ ~ ○/○
		□工事成績評定通知書の 写し 同種工事の施工実績が 厚生労働省及び他省庁 が発注した工事である 場合に添付	—	
②	□配置予定の 主任(監理) 技術者の資 格・工事経験 (別記様式 -3) ※注 複数の主任(監 理)技術者を申 請する場合は、 人数に応じて チェック項目 を追加すること	□CORINSの写し 記載する工事の主任 (監理)技術者の同種 工事の工事経験、従事 期間等について登録さ れたもの □CORINSの写し (別記様式-2-1、 2-2)の添付書類と 同一のため省略する	□契約書の写し CORINSに登録されていない場合。(工事 名、契約金額、工期、発注者、受注者の 確認ができる部分) □技術者の資格・工事経験等の確認できる 資料 CORINSに登録されていない場合。記載し た工事の工事関係書類「従事したことを 確認できる部分の写し」等 □従事期間の確認できる資料 CORINSで確認出来ない場合又は、CORINS に登録されていない場合は申請者が証明 した従事証明書などを添付□特記仕様 書、平面図、構造図等CORINS等での記 載内容で同種工事及びより高い同種性等 の工事経験が不明な場合については、工 事経験が確認できる必要最小限の図面を 必ず添付	○/○ ~ ○/○
		□主任(監理)技術者の資 格を証明する資料 監理技術者の場合 監理技術者資格者証 (裏面の写しも添付) 上記で監理技術者講習 の修了履歴が確認出来 ない場合、監理技術者 講習修了証若しくは監 理技術者講習受講証明 書 主任技術者の場合 合格証明書等	□健康保険被保険者証等の写し 監理技術者資格者証から3ヶ月以上の雇 用関係が読み取れない場合等	

		<input type="checkbox"/> 工事成績評定通知書の写し 配置予定の主任（監理）技術者の経験等について、平成28年4月1日以降に完成した厚生労働省及び他省庁が発注した工事である場合に添付 <input type="checkbox"/> 工事成績評定通知書の写し （別記様式-2-1, 2-2）の添付書類と同一のため省略する	—	
		<input type="checkbox"/> 優秀工事技術者表彰状の写し 表彰を受けた者であることを証明するもの	—	○/○
③	<input type="checkbox"/> 「優良工事等表彰」の有無 （別記様式-5）	<input type="checkbox"/> 表彰状等の写し 表彰された工事であることを証明するもの	—	○/○ ~ ○/○
④	<input type="checkbox"/> ISO9001 認証取得状況 （別記様式-6）	<input type="checkbox"/> 登録証の写し	<input type="checkbox"/> 本発注工事の施工組織が、認証取得対象組織に含まれていることを示す資料登録証の写しで確認できない場合 <input type="checkbox"/> 本発注工事の工事内容が、認証登録内容と一致していることを示す資料登録証の写しで確認できない場合	○/○ ~ ○/○
⑤	<input type="checkbox"/> 継続教育（CPD）の取得状況 （別記様式-7）	<input type="checkbox"/> 学習履歴を証明する証明書の写し 審査基準日から過去1年以内に発行された、継続教育（CPD）の推奨単位以上を取得したことを示すもの	—	○/○ ~ ○/○
⑥	<input type="checkbox"/> ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に基づく認定証（別記様式-8）		—	○/○ ~ ○/○
⑦	<input type="checkbox"/> 従業員への賃金引上げ計画の表明書（別記様式-9）		—	
⑧	<input type="checkbox"/> 資格審査結果通知書		—	
	<input type="checkbox"/> 競争参加資格等に係る申立書（その他様式4）		—	
	<input type="checkbox"/> 誓約書（その他様式5） <input type="checkbox"/> 役員名簿（その他様式6）		—	

注) 添付書類の写しについても頁数を記載すること。

注) (別記様式-1-1) の提出書類にチェックする際は「■」で記入すること。

注) チェック漏れ、チェックミスがあると加点されない場合があるので留意すること。

注) 提出された書類に不備がある場合、または、内容が確認出来ない場合には欠格となることがあるので留意すること。

同種工事の施工実績【○／○】

(工事名：大久保宿舎解体工事)

会社名：○○○○建設株式会社

工事名称等	工事名	○○○工事（CORINS登録番号）
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成・令和○○年○○月○○日～平成・令和○○年○○月○○日
	受注形態等	単体／○○・○○JV（出資比率○○%）
工事概要	建物用途	
	構造	○○造
	建物規模	m ²
	工事内容	（工事内容を記載する）

注) 経常建設共同企業体にあつては、他の構成員に必要な施工実績を記載したものをそれぞれ別記様式－２－２で作成すること。

注) 同種工事及びより高い同種性等の施工実績については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分）（以下「CORINS等」という。））の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事及びより高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。なお、建物用途が類似又は複合用途建築物の場合は、当該用途部分の面積が確認できる資料（平面図、面積表等）を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注) 記載欄の明示は記入例である。

(別記様式-2-2)

(用紙A 4版)

同種工事の施工実績【○/○】(経常建設共同企業体の場合)

工事名：大久保宿舎解体工事

会社名：○○○○建設株式会社

工事名称等	工事名	○○○工事 (CORINS 登録番号)
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成・令和○○年○○月○○日～平成・令和○○年○○月○○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV (出資比率○○%)
工事概要	建物用途	
	構造	○○造
	建物規模	○,○○○㎡
	工事内容	(工事内容を記載する)

注) 経常建設共同企業体にあつては、他の構成員に必要な施工実績を記載したものをそれぞれ別記様式-2-2で作成すること。

注) 同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINS (登録されていない場合は契約書 (工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) (以下「CORINS 等」という。)) の写しを提出すること。

ただし、CORINS 等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面 (例：特記仕様書、平面図、構造図等) を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績が○○○○局 (旧建設省地方建設局を含む。) の発注した工事 (港湾空港関係を除く。) 又は工事成績相互利用対象工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評価通知書の写しを添付すること。

ただし、当該工事に係る工事成績評価通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評価通知書の写しの添付は不要である。

注) 記載欄の明示は記入例である。

(別記様式-3)

(用紙A 4版)

配置予定の主任 (監理) 技術者の資格・工事経験【○/○】

工事名：大久保宿舎解体工事

会社名：○○○○建設株式会社

配置予定技術者の氏名	○○ ○○ (ふりがな)		
配置予定技術者の従事役職	監理技術者、主任技術者 (どちらか一方を記載すること。)		
最終学歴	○○大学建築学科○○年卒業		
法令による資格・免許	1級建築施工管理技士 (取得年及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年、有効期限、交付番号及び所属事業者) 監理技術者講習 (修了年月日、修了証番号)		
技術者表彰 [表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優秀○○○○○○表彰・○○○○○○○○工事] (○○工事事務所長・平成○○年○○月○○日)		
工事経験の概要	工事名	○○○工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所	
	施工場所	○○県○○市○○町○○	
	契約金額	○○○,○○○,○○○円	
	工期	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	
	受注形態等	単体/○○・○○JV	
	工事成績	○○. ○点 (厚生労働省及び他省庁が発注した工事の場合)	
	従事役職	現場代理人・主任 (監理) 技術者・工事主任等	
	従事期間	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	
	工事内容	建物用途	
	構造	○○造	
	建物規模	○,○○○m ²	
	工事内容	(工事内容を記載する)	
申請時における他工事の従事状況等	工事名称	△△△△△工事	
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所	
	工期	令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日	
	従事役職	現場代理人・主任 (監理) 技術者・工事主任等	
	本工事と重複する場合の対応措置		
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号)・無	

注) 記載にあたっての注意事項は、本様式の [別添] に示すので必ず確認すること。

[P○/○]

配置予定の主任（監理）技術者の資格・工事経験に関する注意事項

1. 「申請時における他工事の従事状況等」の欄には、従事しているすべての工事について、審査基準日における CORINS の登録内容で記載すること。（従事している工事の従事役職はすべて記入すること。）

2. 本工事と重複する場合の対応措置の証明については、以下の書面を必ず添付すること。

※例

○従事している工事において、主任（監理）技術者の変更をもって配置する場合

・受発注者双方が認めた書面（工事打合簿等）

○従事している工事を工期内に完成させ配置する場合

・受発注者双方が認めた書面（工事打合簿等）

・設計変更審査会資料（出席者、工期内完成検査が証明できる資料）で工期内検査の実施が認められたもの

なお、申請時に記載した内容に変更が生じ、主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、直ちに入札説明書 6. の入札手続きにおける担当部局（技術的事項を除く。）に申し出ること。この行為を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3. 複数の工事経験を提出する場合は 1 工事毎に作成すること。また、本工事に複数の主任（監理）技術者を申請する場合は、複数枚となっても良い。

4. 配置予定の主任（監理）技術者の経験等及びより高い同種性等の経験については、記載する工事の CORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分）（以下「CORINS等」という。））の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で配置予定の主任（監理）技術者の経験等及びより高い同種性等の経験が不明な場合については工事経験が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

主任（監理）技術者の経験等について、平成28年4月1日以降に完成・引渡しが完了した厚生労働省及び他省庁が発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

5. 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることを確認の出来る資料（監理技術者資格者証（両面）、健康保険被保険者証等の写し）を必ず添付すること。

6. 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）において定められた在籍

出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、出向元企業の建設業の廃業届の写し等建設業の許可を廃止した事が確認できる資料及び営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3 年以内であることが確認できる資料の写しを必ず添付すること。

7. 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、在籍出向可能範囲通知書の写しを必ず添付すること。

8. 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、出向契約書等及び企業集団確認書の写しを必ず添付すること。

9. 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 10 日付け国総建第 319 号）別紙 2 の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」（以下「数値認定書」という。）の写しを必ず添付すること。

10. 記載欄の明示は記入例である。

(別記様式-4)

(用紙A4)

審査対象期間の追加事由 (配置予定の主任 (監理) 技術者)

工事名: 大久保宿舎解体工事

会社名: ○○○○建設株式会社

審査対象期間の追加	あり なし (どちらか一方を記載すること)
審査対象期間の追加理由 及び主任 (監理) 技術者の 休業期間等	①産前休業・産後休業・育児休業・介護休業 (上記より、該当する理由を記載すること。) 平成・令和○○年○月○日～平成・令和○○年○月○日 (○年○ヶ月)
	②事業促進 PPP (該当する場合、記載することこと。) 平成・令和○○年○月○日～平成・令和○○年○月○日 (○年○ヶ月)
合計期間	○年

注) ①産前休業・産後休業・育児休業・介護休業のいずれか若しくは複数を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。(取得期間の合計が1年6ヶ月の場合、2年とする。)

②事業促進 PPP に従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。(従事期間の合計が1年6ヶ月の場合、1年とする。)

注) 上記①の期間及び②の期間は合算することができる。

注) 継続教育 (CPD) の取得状況に係る評価については、審査対象期間の追加は認めない。

注) 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの (事業主が労働者に休業期間を通知した書面等 (休業期間の確認が出来るものに限る)) を添付すること。

注) 事業促進 PPP に従事していた場合は、その従事状況を証明するもの (業務計画書の写し等) を添付すること。

注) 記載欄の明示は記入例である。

(別記様式-5)

(用紙A4)

「優良工事等表彰」の有無

工事名：大久保宿舎解体工事

会社名：〇〇〇〇建設株式会社

○優良工事等表彰

優良工事表彰の有無		優良工事表彰あり 優良工事表彰なし (どちらか一方を記入すること)
工 事 名 称 等	工事名称	〇〇〇工事
	優良工事表彰	〇〇〇事務所長 (令和〇〇年〇〇月〇〇日)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇局〇〇事務所

注) 優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

(別記様式-6)

(用紙A4)

ISO9001 認証取得状況

工事名：大久保宿舎解体工事

会社名：〇〇〇〇建設株式会社

ISO9001 認証の取得の有無	取得あり 取得なし (どちらか一方を記入する。)
本発注工事を実際に施工する組織名	〇〇〇〇

注) 取得ありの場合は、認証取得を証明するものとして下記①②③の写しを添付すること。

ただし、①の登録証によって、②③の内容が確認できる場合は、②③の資料を提出する必要はない。

①登録証

②本発注工事を実際に施工する組織が、認証取得対象となっていることを示す資料。

③本発注工事の工事内容が、認証登録内容と一致していることを示す資料。

継続教育（CPD）の取得状況

工事名：大久保宿舎解体工事

会社名：〇〇〇〇建設株式会社

配置予定の主任（監理）技術者の継続教育（CPD）の取得状況 （各団体推奨単位以上取得）	継続教育の証明あり 継続教育の証明なし （どちらか一方を記入する。）
学習履歴を証明する証明書発行団体名	〇〇〇会 （証明書発行団体名を記入する。） 例) (一社)全国土木施工管理技士会連合会 (公社)日本技術士会 建築CPD運営会議等

注) 審査基準日から過去1年以内に発行された、継続教育（CPD）の推奨単位以上を取得したことを示す証明書（以下、「証明書」という。）の写しを添付すること。

注) 証明書は、審査基準日から過去1年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（CPD）の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

(別記様式-8)

(用紙A4)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に基づく認定

工事名：大久保宿舍解体工事

会社名：〇〇〇〇建設株式会社

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に基づく認定状況	認定あり 認定なし (どちらか一方を記入する。)		
認定等の区分	<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし
	<input type="checkbox"/>		3段階目
	<input type="checkbox"/>		2段階目
	<input type="checkbox"/>		1段階目
	<input type="checkbox"/>		行動計画
	<input type="checkbox"/>	次世代法に基づく認定(くる みんな認定企業・プラチナくる みんな認定企業)	プラチナくるみんな
	<input type="checkbox"/>		くるみんな (2025年度基準)
	<input type="checkbox"/>		くるみんな (R6改正前マーク)
	<input type="checkbox"/>		トライくるみんな (2025年度基準)
	<input type="checkbox"/>		くるみんな (R4改正前マーク)
	<input type="checkbox"/>		トライくるみんな (R6改正前マーク)
	<input type="checkbox"/>		くるみんな (H29改正前マーク)
	<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	

注) 当該基準適合一般事業主認定通知書の写しを添付すること。

注) 該当する認定に☑すること。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。
（従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※ 下線部については、実情に応じて括弧内の記載を選択すること。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします

(別記様式-10)

(用紙A4)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 東尾 具紀 殿

〇〇建設(株)、〇〇JV

代表者 住所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住所

商号又は名称

代表者氏名

大久保宿舍解体工事の競争参加資格確認資料は容量を超えたため郵送にて提出します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担当者：〇〇 〇〇

部署：〇〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号：(代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]

2. 郵送する書類の目録

【参考】

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| (1) 別記様式-1 競争参加資格確認申請書 | P 1 / 〇〇 |
| (2) 別記様式-2 同種工事の施工実績 | P 〇〇 / 〇〇 ~ 〇〇 / 〇〇 |
| (3) (2)の証明資料 | P 〇〇 / 〇〇 ~ 〇〇 / 〇〇 |
| (4) 別記様式-3 主任(監理)技術者の資格・工事経験 | P 〇〇 / 〇〇 ~ 〇〇 / 〇〇 |
| (5) (4)の証明資料 | P 〇〇 / 〇〇 ~ 〇〇 / 〇〇 |
| (6) (4)の資格者証 | P 〇〇 / 〇〇 ~ 〇〇 / 〇〇 |

3. 郵送する書類の頁数

全〇〇頁

4. 発送年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

[P〇/〇]

(別記様式-11)

(様式A4)

1. 工事費内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。
2. 工事費内訳書は、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者及び工事名を記載するとともに、押印(電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合は除く)したものとする。
3. 工事費内訳書は、申請様式(別記様式-11:工事費内訳書.xls(x))により作成すること。
4. 工事費内訳書は、入札時積算数量書(以下、「数量書」という。)の「工事内訳」、「直接工事費種目別内訳書」、「直接工事費 科目別内訳書」、「直接工事費 中科目別内訳書」及び「直接工事費 細目別内訳」に相当する内容のものに、単価及び金額を記載して提出すること。
5. 工事費内訳書の名称、摘要、数量、単位は、「数量書」と必ずしも一致する必要はなく、入札参加者が独自に算定した数量等を用いることができる。
6. 「工事内訳」の直接工事費、共通費の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び工事価格は必ず記載すること。
7. 「数量書」の「直接工事費 別紙明細」、「共通仮設費 細目別内訳」、「現場管理費 細目別内訳」及び「一般管理費等 細目別内訳」に相当するものは提出しなくてもよい。
8. 以下は、工事費内訳書の記載例である。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 東尾 具紀 殿

住所 〒○○○ - ○○○○
○○県○○市○○番
商号又は名称 ○○建設株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 ○○○○

工 事 費 内 訳 書

工事名: ○○○○○○建築改修工事

工事内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費	1	式	○,○○○,○○○	
計			○,○○○,○○○	
共通費				
共通仮設費	1	式	○○○,○○○	
現場管理費	1	式	○○○,○○○	
一般管理費等	1	式	○○○,○○○	
計			○○○,○○○	
工事価格	1	式	○○,○○○,○○○	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 庁舎	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
II. 囲障	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
III. 構内舗装	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇,〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 科目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 庁舎				
1. 直接仮設	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
2. 土工	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
3. 地業	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
4. 鉄筋	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設		1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
土工		1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
地業	地業	1	式	〇〇,〇〇〇	
地業	場所打ちコンクリート杭	1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	

直接工事費 細目別内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4. 鉄筋						
異形鉄筋	SD295A, D10	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD295A, D13	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD345, D22	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD345, D25	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
鉄筋加工組立		〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
計					〇〇,〇〇〇	

別紙（入札説明書 16（3）に示す別紙）

I 落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分のX（※）を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合（その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2、10分の7.5に額に満たない場合にあっては10分の7.5）を予定価格に乗じて得た額。

※Xは $100 + \text{消費税率}(\%)$ を指す。なお、「消費税率」とは消費税法に基づく率である。

- (1) 直接工事費の額と現場管理費相当額の差に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

II 予算決算及び会計令第86条の調査について

- 1 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、調査基準価格は、I 1に記載するとおりである。

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1) から (10) までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9) の公共工事の成績状況

- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

(その他様式1)

電子調達案件の紙入札方式での参加について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 東尾 具紀 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 件 名 大久保宿舎解体工事

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

(その他様式2)

入札書 (紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 東尾 具紀 殿

住 所
事業所名
代表者役職氏名
又は代理人氏名

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり提出します。

件 名 大久保宿舎解体工事

入札金額 (総価格) _____
(消費税および地方消費税は含まない)

電子くじ番号
(3ケタ)

--	--	--

※契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て) とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ) を入札書に記載すること。

※入札金額は算用数字で、数字の頭には¥ (エンマーク) を、末尾には、- (ピリオド ハイフン) を記載すること。

※電子くじ番号は、3ケタの数字を記入すること。記入がない場合は任意の番号を割当てることとし、異議は受け付けられないものとする。

(その他様式3)

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 東尾 具紀 殿

所在地
事業所名
代表者名

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 大久保宿舎解体工事

(その他様式4)

競争参加資格等に係る申立書

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 東尾 具紀 殿

(その他様式5)

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3までのいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は、余白に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿（その他様式6）を添付すること。

(その他様式6)

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。
個人の場合は、本様式の提出は要しない。

(その他様式7)

質 問 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 東尾 具紀 殿

下記入札案件について、質問がありますので質問書を提出します。

記

件 名	大久保宿舍解体工事
質問事項	(質問事項を具体的に記入する)

※ 任意の様式でも可能。

(案)

工事請負契約書

令和8年度

兵庫労働局

工事請負契約書

- 1 工 事 名 大久保宿舎解体工事
- 2 工 事 場 所 大久保宿舎
明石市大久保町谷八木1191-51, 同1191-53
- 3 工 期 令 和 8 年 月 日から
令 和 9 年 3 月 26日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 円
- 5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階

氏 名 支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 東尾 具紀

受注者

所在地

氏 名

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 削除

二 削除

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以

- 下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合
 - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その官職又は氏名を受注者に通知しなければな

らない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は建設業法第26条第2項に規定する工事に該当する場合は、専任監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。ただし、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ。）を専任で置く場合は、専任の者でなくてもよい。）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同

じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあつては、均衡を得た品質)を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 削除

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合

が監督職員の指示による時その他発注者の責めに帰すべき事由による時は、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又

は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注

者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場

合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的

物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 削除
- 4 削除
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは（10分の6））を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を

変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 削除

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 削除

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 削除

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 削除

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 4 4 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 4 5 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 4 6 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 48 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 削除

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 削除

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明かであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及

び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年

法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害

の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第58条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行う

ことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(補 則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。